

令和3年8月6日

ご家族様各位

社会福祉法人岐協福祉会  
理事長 林 直康

## 面会制限の一部変更について(お願い)

日頃は大洞岐協苑をご利用頂き、ありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大が続いており、岐阜県においても新規感染者が増加傾向にあります。また、令和3年8月5日には新たに「まん延防止等重点措置」の適用地域が13都道府県へ拡大されました。

当施設におきましては、面会については令和3年6月21日より対面による面会を再開していましたが、感染拡大状況を鑑み、「緊急事態宣言」または「まん延防止等重点措置」の対象地域からの面会は以下の通りとさせていただきます。

### 記

#### 1. 対面での面会について

- ・「緊急事態宣言」または「まん延防止等重点措置」の対象地域の方  
面会は原則禁止とし、オンライン面会のみに対応とさせていただきます。  
期間：令和3年8月6日（金）から上記の宣言及び措置が解除されるまで
- ・「緊急事態宣言」または「まん延防止等重点措置」の対象でない地域の方  
これまで通り、予約制による対面での面会を継続します。

#### 2. オンライン面会の実施 ※ご希望される方は、必ず事前にご連絡ください。

- ・ライン、ズームなどのアプリを利用します。詳しくは同送の説明書をご覧ください。
- ・インターネット環境のあるパソコン・スマートフォンをお持ちの方は来苑しなくとも可能です。
- ・お持ちでない方は施設の面会スペースからでもオンライン面会が可能です。

#### 3. 面会対応の詳細は、各事業所担当者までお問い合わせ下さい。

- ・特別養護老人ホーム大洞岐協苑 担当：櫻井 058-241-7676
- ・ケアハウス大洞岐協苑 担当：三輪 058-242-1143
- ・グループホーム大洞岐協苑 担当：三輪 058-242-1153
- ・介護付有料老人ホーム日野岐協苑 担当：河合 058-245-1212
- ・地域密着型特別養護老人ホーム第2大洞岐協苑  
担当：平田 058-213-3936

以上